

広島県告示第百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成三十一年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

草卸D地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
呉市	倉橋町		草卸	二二一七六番二	標柱一号
				二二一七六番一	標柱二号
				二二一七六番九	標柱三号
				二二一七六番三	標柱四号